

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本務第1131号
令和元年5月30日
宮城県警察本部長

宮城県警察における月間等実施要領の改正について（通達）

月間等の実施基準等については、「宮城県警察における月間等実施要領の策定について（通達）」（平成27年12月8日付け宮本務第2077号ほか）により運用してきたところであるが、報告先の見直しなどを行い、令和元年5月30日から下記のとおり運用することとしたので通達する。

なお、これに伴い前記通達は廃止する。

記

1 趣旨

警察本部各部局が個別に指示する月間、活動強化期間等（一定の実施期間を示して特定の活動を強化するよう指示するもの。以下「月間等」という。）については、実績向上や士気高揚に効果がある一方、事前計画、期間中の実績等に関する詳細な報告を求めるものが多く、業務負担が過大になるなどの問題点が認められることから、警察本部各部局が所管する月間等の実施基準及び新たな月間等を実施する場合などにおける手続を定めるものである。

2 宮城県警察における月間等実施要領

(1) 実施予定月間等

別途通知する。

(2) 月間等の実施基準

月間等については、原則として、

ア 警察庁が実施する月間等と連動したもの又は警察庁が推進を要望しているもの

イ 地域住民、関係機関等と協働した取組として定着しており、今後も継続する必要があると認めるもの

ウ 今後、地域住民、関係機関等と協働した取組を定着させる必要があるもの

エ 著しい犯罪の増加、社会問題となっている事案等の対処のために必要があるもの

に限り実施するものとする。

(3) 月間等を新規追加又は廃止する場合の手続

ア 新たな月間等を実施する場合

警察本部各部局において、実施予定月間等のない月間等を新たに実施しようとする場合は、前記(2)の実施基準を踏まえ、その必要性を厳格に判断するほか、実施を決定した場合には、業務の合理化・効率化ワーキンググループ（以下「WG」という。）へ確実に報告すること。

実施報告を受けたWGは、当該報告に係る月間等が前記(2)の実施基準に該当

するかを確認し、当該月間等の実施及び報告要領簡素化について、必要な助言をすること。

イ 月間等を廃止する場合

本部各部局において、実施予定月間等にある月間等を廃止することとした場合は、WGにその旨報告すること。

ウ 報告要領の簡素化等を行う場合

警察本部各部局において、月間等の報告要領簡素化等を検討し、合理化を図ることとなった場合は、WGにその旨報告すること。

(4) 月間等の不断の見直し

警察本部各部局は、「宮城県警察における月間等実施要領」を策定した趣旨を踏まえ、それぞれが所管する月間等のほか、警察署に対しおおむねの実施期間を示して活動を強化するよう指示したキャンペーン、運動等についても、不断の見直しを図ること。

担当：警務部警務課総合企画室組織管理係（内線2622）